

【県内就職支援動画】 <https://jinkatsu.pref.nagasaki.jp/home/guidance>

■ 特 集 -----

◆ 令和 6 年度長崎県私立高等学校等奨学給付金（家計急変）

長崎県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するために、奨学給付金を支給します。本制度は保護者の失職等に伴い、収入が減少した家計急変世帯を対象とします。

【支給要件】

★申請した翌月 1 日現在において、次のすべての要件を満たしていること

1. 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学しており、高等学校等就学支援金又は専攻科の学生は高等学校等修学支援事業費補助金の支給対象要件に該当していること（授業料全額減免あるいは所得要件により受給していない場合を含む）。
2. 保護者が長崎県内に住所を有していること。
3. 保護者の失職等による家計急変で道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に相当する世帯であること。

※家計急変発生後 1 年間の年収見込が【35 万円×家族の人数（控除対象配偶者＋扶養親族＋本人）＋10 万円＋32 万円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合）】以下となる世帯を原則対象とします。

※申請後、就職等状況に変更があった場合は申告してください。

★上記支給要件を満たしていても、下記のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

- ・申請した翌月 1 日現在、休学している者（進級が見込まれ学校長の証明が得られる場合を除く。）

- ・申請した翌月1日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合
- ・他の都道府県から奨学のための給付金を受給する場合
- ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の判定において、保護者の全員又は一部が県民税・市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

※詳しい内容や支給金額に関しては下記 HP でご確認ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/659849.html>

■ 6月の予定

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

6月19日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

担当は伊藤 岳弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

崎陽合同法律事務所ホームページ

<https://kiyou-houritsu.com>

※日程等が合わない場合はご相談ください。

※来所相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっておりますので、まずはお問合せください。

■ 編集後記

■ 梅雨前にやっておきたいこと

気象庁のデータによると長崎県が梅雨入りする目安は、5月30日～6月12日頃だそうです。今年度の長崎県の梅雨入りは、6月5日頃になりそうということですが。

梅雨の前にやっておきたいことは沢山ありますが、湿気対策をしっかりとっておきましょう。

■湿気対策は下から

水分は空気よりも重いので下の方から溜まります。タンスなら下の段、クローゼットなら床に近い部分から湿気が溜まります。クローゼットのバーにひっかけるタイプだけではなく置くタイプの除湿剤と併用しましょう。タンスなら下半分に多めに除湿シートや新聞紙を敷くなどするといいでしょ。

■素材別に置き場所を変える

シーズンオフの衣類の収納は、引き出しの下の段に湿気に強い化繊や綿を、麻製品を、上の段には湿気や虫に弱いシルクやウール、カシミアなどを入れると臭いやカビ、虫対策に良いです。

天然皮革製品はハンガーがけを基本とし、布どうしがくっつかないようにして、場所も湿気のこもりやすい下や奥は避けましょ。

■防虫剤は上に、除湿剤消臭剤は下に

衣類収納に使用する薬品は、下の方へ湿気や臭い対策への除湿剤や乾燥剤、消臭剤は下の方へ置きましょう。下りてきた湿気や臭いをキャッチします。

防虫剤の成分は空気よりも重いので下へと降りていきます。防虫剤の場合は上の方へ置くと薬効が全体に行き渡るので、上の方に置きましょう。

最後まで読んでいただきありがとうございます。

@YELL ながさきメールマガジン

発行日：毎月2回発行（休刊：祝日、年末年始など）

名刺交換させていただいた方にもお送りさせていただいております。

※ご意見ご感想はこちらまで

yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

@YELL ながさき通信

毎月、情報誌「YELL ながさき通信」を発行しています。

ご購入希望の方はご連絡ください。

また、ホームページからも読む事が出来ます。

<https://www.yell-nagasaki.jp/tsuushin.html>

@LINEでも情報を発信しております。

ぜひご覧ください<(_ _)>

<https://lin.ee/w93RwIh>

@フェイスブックページでも情報発信しています。

あわせてご覧ください<(_ _)>

<https://www.facebook.com/yellnagasaki>

@長崎県子どもの貧困総合相談窓口（つなぐ ながさき）

電話番号：095-801-2442

Mali：kodomo-soudan@nagasaki-shi-boshikai.jp

ホームページ：<https://www.yell-nagasaki.jp/soudan01.html>

LINE 公式アカウント：<https://lin.ee/20fC3yL>

@長崎県にんしん SOS 相談窓口

電話番号：095-801-2443

Mali：n-sos@nagasaki-shi-boshikai.jp

ホームページ：<https://www.yell-nagasaki.jp/soudan02.html>

LINE 公式アカウント：<https://lin.ee/9DrMm7E>

※今後、本メールマガジンが不要な方は、ご面倒をおかけしますが、

下記アドレスにメールをご送信ください<(_ _)>

yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

【件 名】メルマガ配信解除

【本 文】①名前 ②フリガナ

【発行元】

- ◆ YELL（エール）ながさき
- ◆ 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター
- ◆◆ 〒850-0057 長崎市大黒町 3-1 長崎交通産業ビル 4 階
- ◆◆◆ TEL:095-801-4445 FAX:095-801-4446
- ◆◆◆◆ MAIL:yell@nagasaki-shi-boshikai.jp
- ◆◆◆◆◆ HP:https://www.yell-nagasaki.jp/

※本メールは「MS ゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

